

事業評価書(事前)

事務事業名	配偶者からの暴力対策機能強化事業の創設
事務事業の概要	(1)目的 配偶者からの暴力への対応については、従来婦人保護事業の枠組みの中で行ってきたが、先般「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、配偶者暴力相談支援センターとして婦人相談所が各般の相談に応じること（第3条）被害者の保護のために関係機関は連携協力を図ること（第9条）また職務関係者への研修及び資質の向上につとめること（第23、25条）等が規定されたところ。前述の条文を含め法の円滑な施行に際し、婦人相談所の機能強化が必要であるため本事業を創設する。
	(2)内容 婦人相談所においては、閉庁日及び退庁後の時間帯の緊急相談が手薄であることから 休日夜間対応に伴う電話相談協力員を配置（47カ所）また相談受付、保護、自立支援に至るまで様々な関係機関の連携が必要なことから 被害者保護支援ネットワークを設置（47カ所）相談対応職員についても、臨床心理、法律、福祉の制度等関連分野の知識が必要であるため 関係職員の専門研修を実施（47カ所×1回）する。 要求額 58百万円
	(3)達成目標 配偶者暴力相談支援センターの中心である婦人相談所の機能を強化することで、相談受付の充実、機関連携、職員の資質向上が可能となり、被害者の相談保護システムを迅速、強化する。
評価	(1)必要性 〔国民や社会のニーズに照らした妥当性〕 近年、婦人相談所一時保護所、婦人保護施設、母子生活支援施設における措置理由の第1位は「夫からの暴力」となっている。また、その件数も増加して深刻な社会問題となっており、その対策が喫緊のものとなっている。 〔公益性〕 配偶者からの暴力は、女性の人権を著しく侵害する行為であり、男女共同参画社会を形成していく上でも本事業は極めて公益性が高い。 〔官民の役割分担、国と地方の役割分担、民営化や外部委託の可否〕 法律において、国及び地方公共団体の責務が明記されている。また、婦人相談所は都道府県に必置義務があり、一時保護の判断は婦人相談所長の事務であることから、一時保護に繋がる休日夜間の電話相談、関係機関連携及び関係職員の資質向上については、都道府県が責任を持って実施すべきものである。 〔緊要性の有無〕 警察庁の統計によると、配偶者間の暴力事件は平成11年の609件から平成12年は1,212件へと倍増しており、これに対応した施策の充実は、喫緊の課題となっている。 〔他の類似施策〕 同様に、児童虐待の防止等に関する法律の施行に伴い、虐待対応職員の配置、関係機関のネットワーク化、職員研修の充実等が図られている。
	(2)有効性 〔今後見込まれる効果〕 DVの特性として家庭内における密室性とDVが犯罪であるという認識の欠如が指摘されている。法律の施行後、DVの周知啓発が進むに伴い従来潜在化していた被害者の通告及び一時保護の増加が予想されるが、本事業により円滑な保護受入が可能となる。 〔効果の発現が見込まれる時期〕 法律における保護命令は、平成13年10月13日に施行されるが、それに伴い啓蒙が進む中で、平成14年4月1日の完全施行以降効果の発現が見込まれる。
	(3)効率性 〔単年度の費用〕 58百万円 〔手段の適正性〕 既存の婦人保護行政のシステム（婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員等）を活用した事業であることから、新規の行政機関の設置等に比して効率的な事業

	<p>を行うことが可能である。</p> <p>〔効果と費用との関係に関する分析〕</p> <p>関係機関が個々に連携事業及び研修を行うよりも、婦人相談所の事業としてライン化することで、効果的に相談対応職員まで内容が波及することが期待される。</p>
(4)その他 (公平性・優先性など)	<p>〔優先性〕</p> <p>DVは繰り返される身体への暴力の中でエスカレートしていく特性が指摘されており生命への危険も大きい。又、PTSDも含め心的外傷も残り、同居している児童への精神的影響も大きいこと等を考慮すると最優先の事務事業である。</p>
関連事務事業	<p>売春防止法 第4章保護更正 第34条(婦人相談所)第35条(婦人相談員)第36条(婦人保護施設)</p>
特記事項	<p>〔各種政府決定との関係及び遵守状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画基本計画(平成12年12月28日) 基本的考え方 7 女性に対するあらゆる暴力の根絶 <ul style="list-style-type: none"> (1)女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり (2)夫・パートナーからの暴力への対策の推進 <p>〔国会による決議等の状況〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年4月6日「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」成立。同年10月13日施行、平成14年4月1日完全施行。
主管課 及び関係課	<p>(主管課)雇用均等・児童家庭局家庭福祉課 虐待防止対策室</p>